

【答申の概要】

諮問第 144 号 「医療事故に関する公文書の非開示決定に対する異議申立て」

件名	医療事故に関する公文書の非開示決定に対する異議申立て
本件対象文書	平成 13 年 1 月 1 日から平成 16 年 12 月末日までの間に作成された県立総合病院及び県立こども病院における医療事故に関する文書
非開示理由	条例第 7 条第 1 号（法令秘情報）、第 2 号（個人情報）、第 6 号（事務事業情報）
実施機関	静岡県知事（病院経営室）
諮問期日	平成 17 年 9 月 15 日
主な論点	(1) 民事調停に係る公文書は、法令秘情報に該当するか。 (2) 民事訴訟に係る公文書は、公にすると県の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるといえるか。 (3) 個人情報に係る公文書は、住所や氏名等を除いて部分開示ができるか。 (4) 捜査関係事項照会書及び回答書は、適用除外となるか。
審査会の結論	<p>静岡県知事は、民事調停に係る公文書、本件処分時に係争中であった民事訴訟に係る公文書並びに捜査関係事項照会書及び回答書については非開示が妥当であるが、本件処分時に確定していた民事訴訟に係る公文書については患者の住所、氏名及び生年月日等、訴訟の事件番号並びに患者の病名、症状、診療内容、手術内容、身体状態、家族の状況等を除く部分を開示すべきである。</p>
審査会の判断	<p>(1) 民事調停に係る公文書について</p> <p>民事調停規則第 10 条は、「調停の手続は、公開しない。」と規定しており、また、第 23 条は、「当事者又は利害関係人は、裁判所書記官に対し、記録の閲覧又は謄写の交付を求めることができる。」と規定している。このように、非公開で行われ、記録の閲覧が当事者又は利害関係人に限定されている手続に関する情報は、法令の規定により公にすることができないとされていると言える。したがって、民事調停に係る公文書の情報は、条例第 7 条第 1 号に該当する。</p> <p>(2) 本件処分時に係争中であった民事訴訟に係る公文書について</p> <p>当該公文書には、実施機関の訴訟代理人や実施機関の職員による訴訟の見通し、実施機関の訴訟代理人から実施機関の職員に対する訴訟を遂行するにあたって必要な資料の作成等の指示、将来の期日における主張立証の内容等が含まれており、これらの情報から、訴訟に対する県の方針、対応策等を知ることができる。したがって、当該公文書を開示すると、係争の相手方に県の手の内を知らしめることになり、県の地位を不利にすることになるから、当該公文書の情報は、条例第 7 条第 6 号に該当する。</p> <p>(3) 本件処分時に確定していた民事訴訟に係る公文書について</p> <p>当該公文書を開示しても、すでに判決（和解）が確定している以上、当該訴訟に関する県の地位を不当に害することはない。また、将来起こりうる同種の訴訟について支障があるとも考えられるが、訴訟の事実関係は訴訟ごとに異なるものであるから、訴訟に対する県の方</p>

針、対応策等も訴訟ごとに異なるものであり、一般的には、確定した判決（和解）に係る文書を開示しても、県の地位を不当に害するおそれがあるとは言いがたい。したがって、当該公文書の情報は、条例第7条第6号に該当しない。

次に、当該公文書中、条例第7条第2号に該当する情報を検討する。

ア 患者の郵便番号、住所、氏名、生年月日及び診療期間、遺族の住所及び氏名は、特定の個人を識別できるものであり、担当医師及び看護師の氏名については、他の情報と照合することによって患者個人を識別することができるおそれがある。

イ 裁判所において割り当てられた事件番号は、この番号をもとに訴訟記録を閲覧することによって、特定の個人を識別することができる。なお、事件番号は、裁判所にいた者だけが知りうる情報であり、公にされた情報であるとはいえない。

ウ 患者の病名、症状、診療内容、手術内容、身体状態、家族の状況等の情報は、個人の生命、身体、健康に直接関わり、極めて機微にわたる私的な情報である。

したがって、ア、イ、ウに係る情報は、条例第7条第2号に該当する。

(4) 捜査関係事項照会書及び回答書について

刑事訴訟法第53条の2は、「訴訟に関する書類及び押収物」については、情報公開法は適用しないと規定している。「訴訟に関する書類」とは、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類であると解され、訴訟記録、不起訴記録、公判不提出記録等を含むとされている。捜査関係事項照会書及び回答書は、被疑事件に関して作成し、又は取得された文書であるから、「訴訟に関する書類」に該当する。したがって、当該文書には条例の規定は適用されない。